

(案)

第1 教育大綱の法的根拠と位置付け

能勢町教育大綱は、国及び能勢町の最上位計画の理念に基づき、町の教育行政を統括する中長期的な教育計画として位置づけられます。

1. 法的根拠

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第1条の3の1項における「地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。」との規定に基づき、能勢町長と能勢町教育委員会が協議・策定する、能勢町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

2. 他計画との関係

能勢町第6次総合計画（以下「総合計画」という。）に示される「里山未来都市の創造」という町の長期ビジョンと基本理念を教育分野に特化し、具現化するための最上位の戦略計画として位置づけます。また、毎年度定める能勢町教育基本方針及び具体的実行事業は、本大綱に掲げられた基本理念と方向性に準拠して策定・実行するものです。

本大綱の策定にあたっては、総合計画のほか、関連する個別計画との整合性を図り策定しています。特に、「第3次能勢町子ども・子育て支援事業計画」の内容については、本計画と密接な関係があることから、双方に整合を図りながら推進していきます。

第2 大綱の期間

大綱の期間は、国の教育振興基本計画（以下「教育基本計画」という。）を参酌し、総合計画との整合性を図り、教育施策の中長期的な連続性と持続性を確保するために設定します。令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）までの5年間とします。これは、教育基本計画が5年間の期間で策定されていることを踏まえ、社会情勢の変化や教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、大綱の実効性を高めることを目的とします。ただし、教育基本計画の内容に変更が生じた場合は、必要に応じて大綱を見直すこととします。